

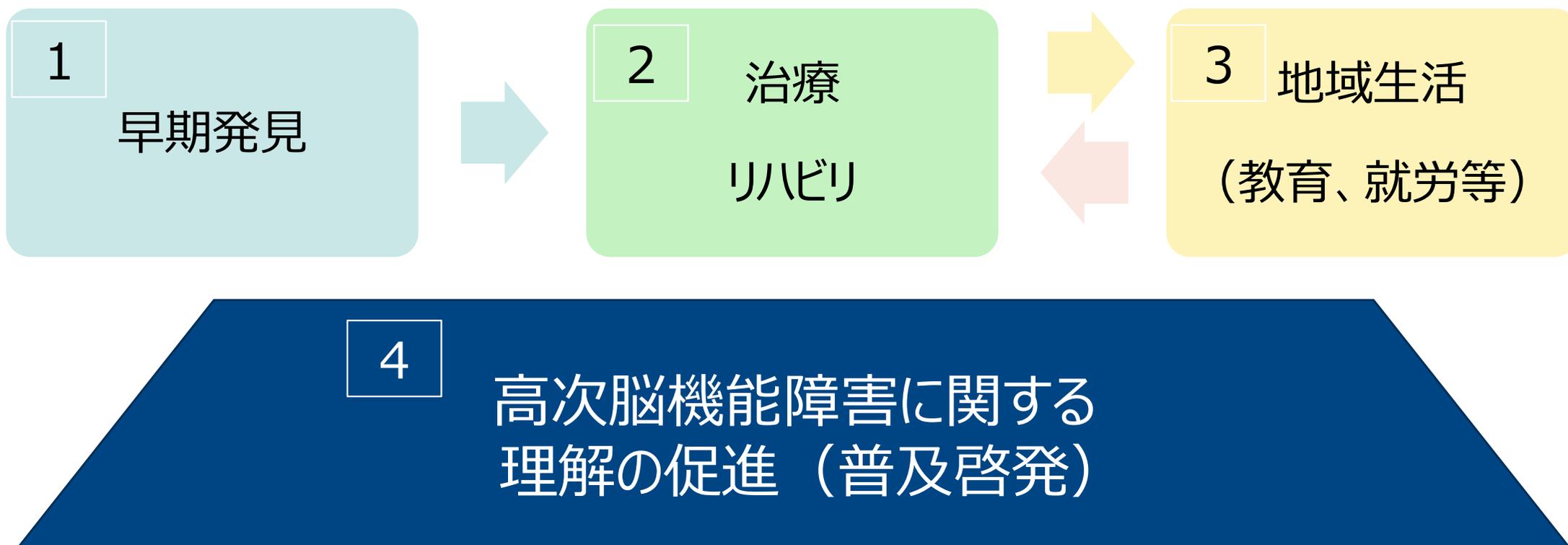
令和4年度高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業 運営方針

令和4年度 第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会
2023年2月17日 オンライン開催

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害保健課

高次脳機能障害対策について

- 高次脳機能障害は、身体的、精神的な特徴が外見上では判断しづらく、患者自身や家族等による障害の理解は容易でない。
- 早期に発見し、治療、リハビリの支援につなげ、地域生活をサポートすることが必要。



- 支援普及事業等について
- 調査・研究事業について
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業及び 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

国立障害者リハビリテーションセンター実施分と都道府県実施分

令和5年度予算案（令和4年度予算）

○国立障害者リハビリテーションセンター実施分

11百万円（11百万円）

都道府県職員や地方支援拠点機関の支援コーディネーターを対象とした全国会議の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、平成23年10月より、**同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し**、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図る。

○都道府県実施分

令和5年度予算案（令和4年度予算）

・地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業） 447.5億円（446.6億円）の内数

都道府県地域生活支援事業（必須事業）

ア. **支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）**に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。

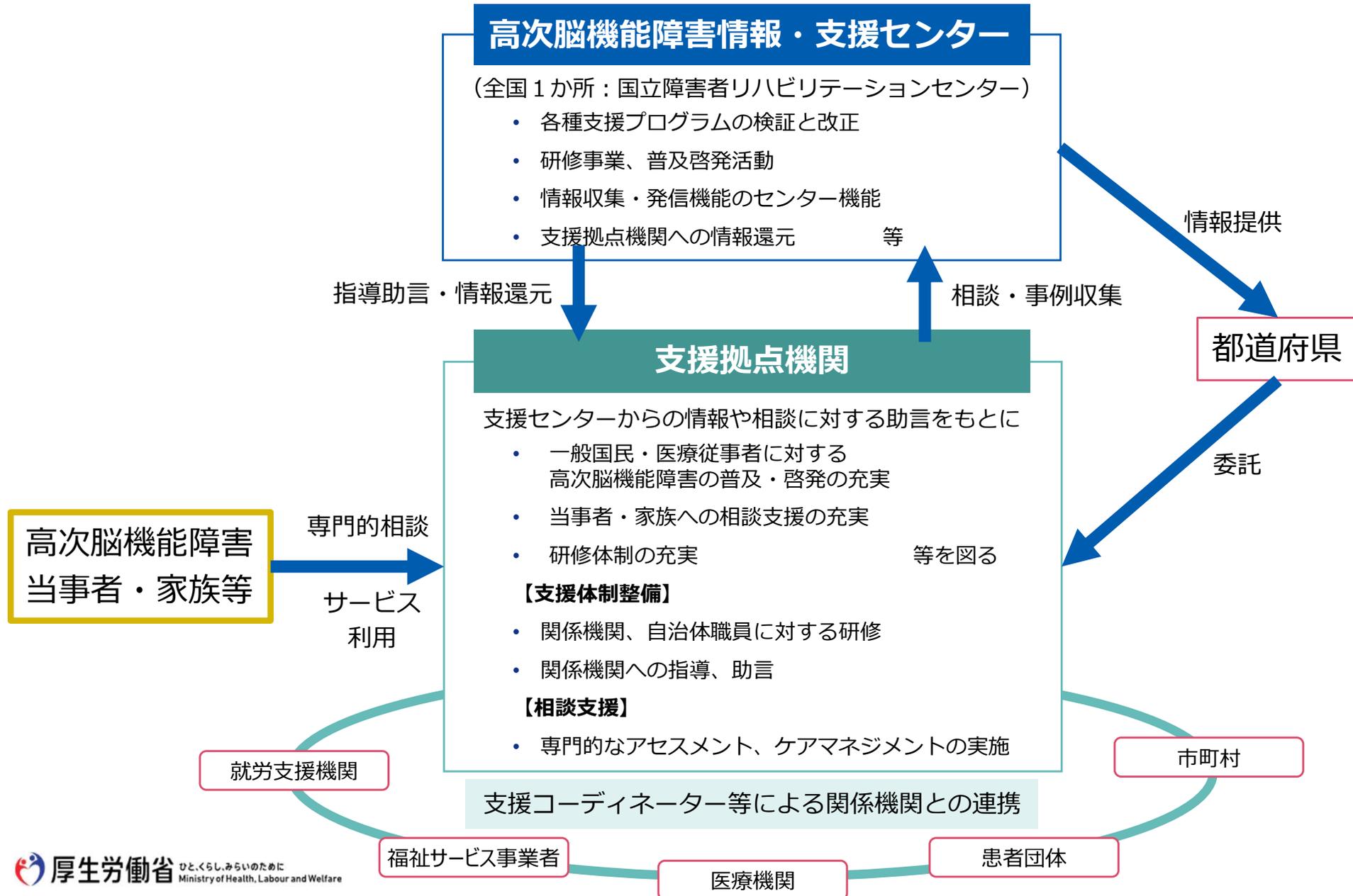
イ. 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、また、地域における高次脳機能障害支援の普及を図る。

・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業【新規】 （地域生活支援促進事業） 1.5億円

高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する**関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実**を図る。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業①

高次脳機能障害施策の全体図



高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業② (高次脳機能障害情報・支援センター)

高次脳機能障害に対する総合的な支援を行い、高次脳機能障害支援拠点機関を含めた医療・福祉サービス等の向上を目指す

センターの機能

中央拠点として総合的な支援を行う機能を果たす。

- 各都道府県拠点機関との連携
- 各種支援プログラムの検証と改正
- 取組を促す研修事業
- 普及啓発活動
- 様々な情報の収集・整理・発信
- 諸機関に対する相談の実施

具体的な取組

- 全国連絡協議会等を2回開催し、各都道府県拠点と連携
- 各都道府県等で実践されている各種支援プログラムの成果を検証し、必要に応じてよりよいものに改正
- 拠点機関職員等に対し、支援技術習得等に関する研修を実施
- シンポジウム等による普及啓発
- 国立障害者リハビリテーションセンターが高次脳機能障害に関する情報を集約し、支援体制の情報を収集し、ホームページで発信
- 一般国民がわかりやすい障害の解説等をホームページで発信
- 医療従事者に対する高次脳機能障害への専門的な解説等をホームページで発信
- 支援拠点機関からの各種の相談の実施・情報の還元

高次脳機能障害情報・支援センターWEBサイト

http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/index.html

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業③ (支援拠点機関)

- 全国で121か所（令和4年11月時点）を整備（120か所：令和4年4月時点）
- 平成22年度に全都道府県への設置を達成

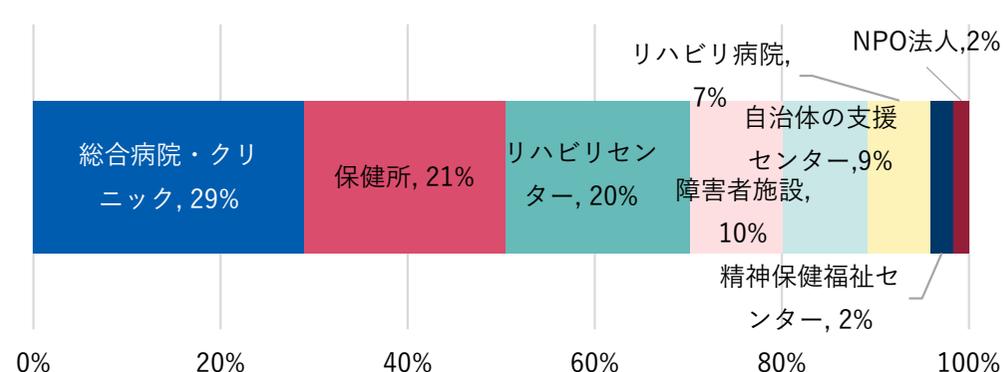
支援拠点機関の機能

- **支援コーディネーター**（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師等、高次脳機能障害者に対する専門的支援を行うのに適切な者）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。
- 講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及啓発活動のほか、自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援体制の整備に取り組む。

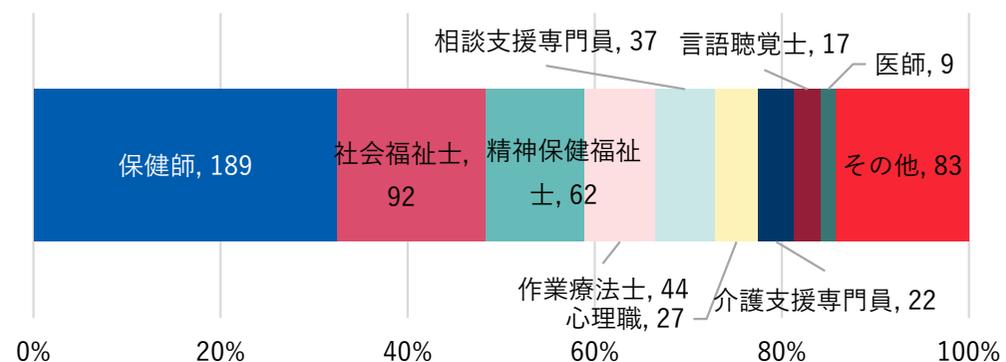
取組状況：令和3年度実績※（）内は令和2年度実績

- 支援コーディネーターを配置：全国で437名（427名）
- 相談支援件数：全国で96,651件（95,974件）
- 研修会・講習会：全国で255回（178回）、
参加者数23,358名（11,128名）
- ケース会議：全国で2,931回（2,710回）、
参加者数18,645名（14,548名）

支援拠点機関の内訳（令和4年度）



支援コーディネーターの内訳（令和3年度）



（複数資格を有している者は重複しているため、合計は実数と異なる）

高次脳機能障害対策の現状、主な課題、対応の方向性、目指す姿

(1) 現状

高次脳機能障害対策については、各都道府県の支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援を実施するとともに、保健医療・福祉等関係機関との連絡・調整を実施してきている。

(2) 主な課題

患者・家族の会や有識者から、医療機関等における疾病の認知が十分とは言えず、診断、治療につながらなかつたり、診断が見逃されたりするケースがあることや、具体的な支援・サービスを行う機関（医療、リハビリ、福祉、就労支援）の不足や周知不足等より、適切な支援につながっていないと指摘されているところである。

(3) 対応の方向性

各都道府県において支援サービスの提供を行う医療、福祉・就労等の支援機関を確保・明確化するとともに、これらの関係機関と相互に連携・調整を図り、地域の支援ネットワークを構築し、患者やその家族等に具体的な支援機関に関する情報が適切に提供されるよう周知・啓発する。

(4) 目指す姿

(3) を通じて、関係機関の支援体制の明確化、医療・福祉サービスの充実や、地域連携の構築、地域間格差の解消に取り組み、高次脳機能障害者とその家族が、必要な支援を全国どこでも享受できる社会を構築する。

令和5年度概算要求額 1.5 億円

1 事業の目的

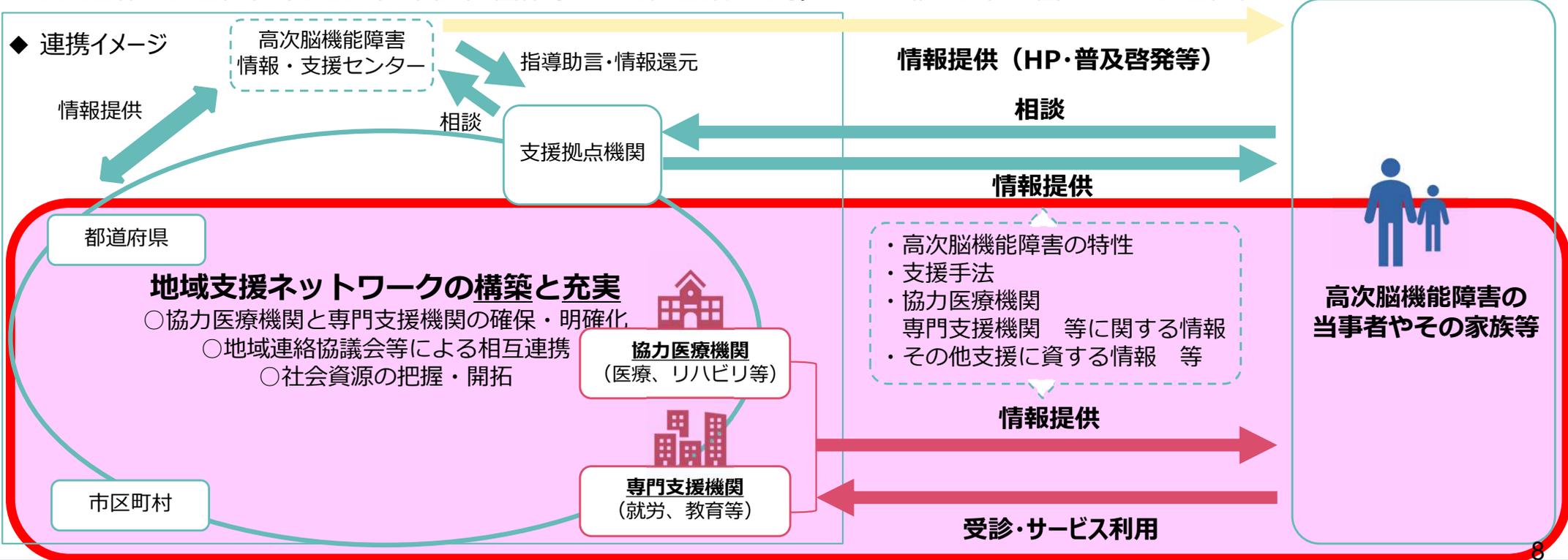
高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：都道府県（指定都市・中核市・団体等への一部・全部委託可）

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2

◆ 連携イメージ



- 支援普及事業等について
- 調査・研究事業について
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究（令和2年度-4年度）

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）研究代表者：深津玲子先生（国立障害者リハビリテーションセンター）

平成30年度-令和元年度

- 「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」において、「障害福祉サービス等事業者向け高次脳機能障害支援マニュアル」を作成
- マニュアル内容
 - 高次脳機能障害とは
 - 基本的な対応と支援
 - サービス別支援のポイント（障害福祉サービス、相談支援、地域における連携、関連制度）
 - 支援事例

令和2年度-令和4年度

- 「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」も踏まえ、実態に即した研修カリキュラム及びテキストを開発
- スケジュール（参考）
 - [令和2年度] 支援者養成研修カリキュラムの開発及びテキスト開発
基礎編・応用編（各2日間）のカリキュラム作成及び基礎編テキストの作成とその試行
 - [令和3年度] 開発したカリキュラム及びテキストを用いてモデル研修を実施
基礎編テキストを用いてモデル研修の実施 応用編テキストの作成
 - [令和4年度] 研修カリキュラムとテキストの効果について検証
モデル研修の実施 カリキュラム・テキストの改訂（予定）

高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（平成16年度にモデル事業で作成）

高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究
令和2年度-3年度厚生労働科学研究補助金（障害者政策総合研究事業）
研究代表者：三村将（慶應義塾大学精神神経科学）

令和3年度版 高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（仮称）

高次脳機能障害の診断基準の検討とその普及啓発に関する研究

令和4年度-5年度厚生労働科学研究補助金（障害者政策総合研究事業）

研究代表者：三村将（慶應義塾大学精神神経科学）

令和3年度版ガイドライン（仮称）の
妥当性検証

- 諸外国の診断基準との比較・妥当性検証
 - 既存のガイドラインとの整合性検証・適正化
 - 高次脳診断に関わる医師による妥当性検証・適正化
- ※必要に応じて、令和3年度版 高次脳機能障害 診断基準ガイドライン（仮称）の適正化を図る

令和3年度版ガイドライン（仮称）の
周知を含めた高次脳機能障害に関する普及啓発

- 支援対象者・実施者を含めた国民全体に対する普及啓発資材の作成
- 普及啓発の方策の検討

当事者・家族等からのパブリックコメント募集

高次脳機能障害 診断基準ガイドライン改訂に伴う

- 対象患者についての実態把握
- 現状の精神保健分野における支援体制の課題等の検討

期待される効果

- 特性に応じた、適切なりハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援などのサービス提供
- 「見えにくい障害」に対する理解を深め、啓発を促す

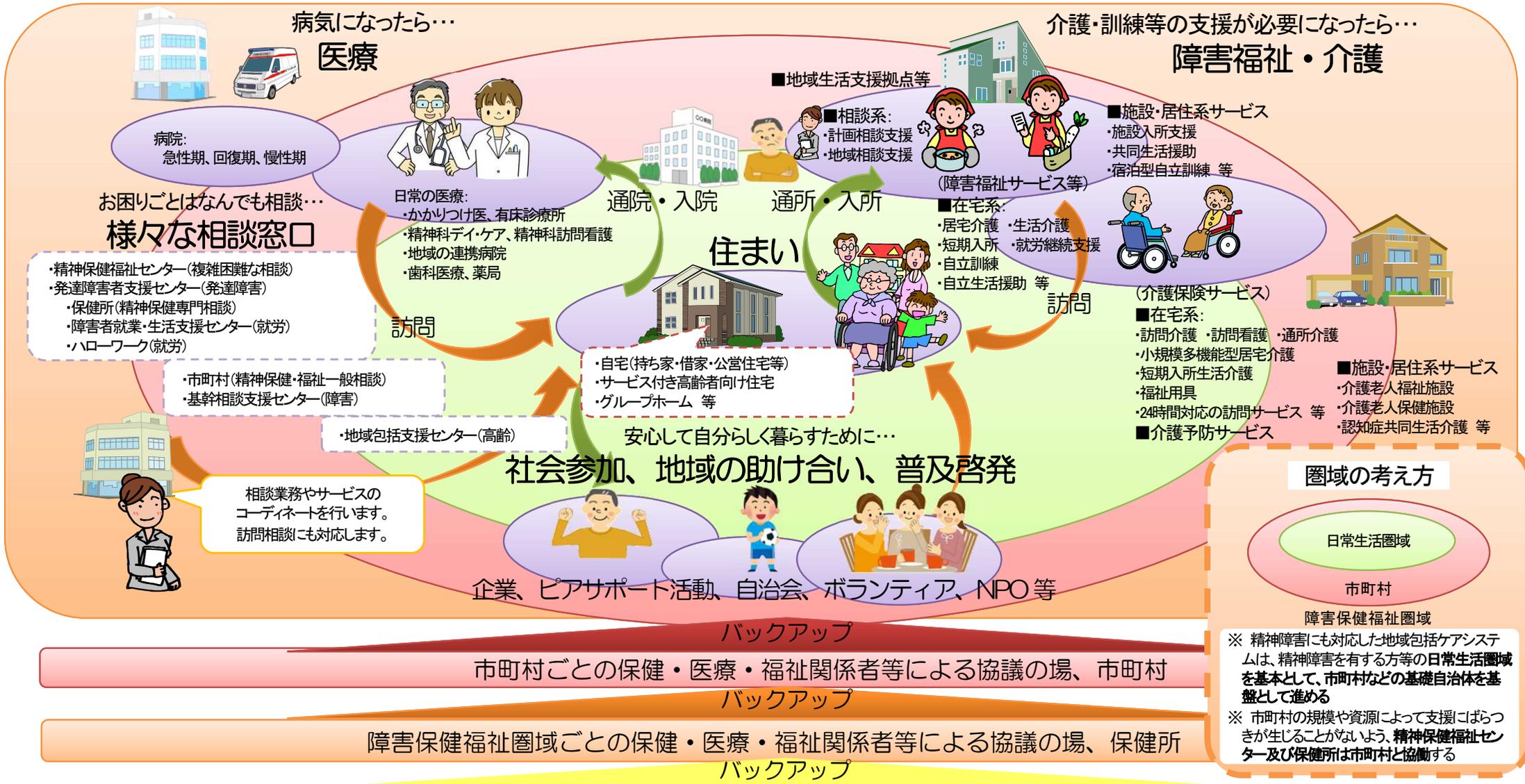
- 支援普及事業等について
- 調査・研究事業について
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める

※ 市町村の規模や資源によって支援にばらつきが生じることがないよう、精神保健福祉センター及び保健所は市町村と協働する